

埼玉県訓令第第八号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

「埼玉県さいたま県税事務所

を

「  
埼玉  
埼玉  
埼玉

県さいたま県税事務所

県川口県税事務所

県朝霞県税事務所

に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第9条、第9条の2関係）

安全運転管理者等選任・解任報告書																														
会計管理者 様												年 月 日																		
安全運転管理者等を選任・解任したので、												保有機関の長																		
公用車管理規程第9条第1項の規定に基づき報告します。																														
自動車等の 使用の本拠	保有機関							管理対象自動車等（保有台数）																						
	位置							種 別		台 数		種 別		台 数																
選任された安全 運 転 管 理 者 （正・副）の 職・氏名		生年月日			選任年月日			大型貨物自動車				マイクロバス																		
		年 月 日			年 月 日			大型特殊自動車				自動二輪車																		
		歳						大型バス																						
								普通貨物自動車 （軽貨物車を含む。）																						
								普通乗用自動車 （軽乗用車を含む。）																						
フリガナ												合 計																		
解任された安全 運 転 管 理 者 （正・副）の 職・氏名		解 任 年月日		年 月 日				運 転 者 数	免 許 種 別	大型		中型		準 中 型	普通		大特		大 型 自 二	普 通 自 二	小 特	原 付	けん 牽引		計					
		解 任		1 死亡						種	種	種	種		種	種	種	種					種	種		種	種	種	種	種
		理 由		2 退職																										
		3 転任				種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種									
		4 解任命令																				種	種	種	種	種	種	種	種	種
		5 その他（ ）				種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種									
フリガナ																						専 任								
								非専任																						

注 1 選任及び解任が同じ日に行われたときは、選任及び解任の報告を同一の用紙に記入すること。

2 副安全運転管理者が第9条の2の規定により選任（解任）された場合は、所属の課所名も記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。